

令和7年6月17日本会議

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和7年6月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、8番 高橋隆雄議員、9番 安井一義議員、10番 菅野喜昭議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（星川 薫 議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る5月30日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、6月6日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今定例会の会期につきましては、タブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から、6月26日までの10日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長（菅野修一議員）

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日から6月26日までの10日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月26日までの10日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告がありますが、事務局長に報告いたさせます。

◎事務局長（菅原幸雄君）

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、3月から5月までに執行した例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告がありました。

次に、市長から議長あてに、令和7年5月23日付で令和6年度の尾花沢市一般会計繰越明許費、繰越計算書および事故繰越し繰越計算書、並びに、尾花沢市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告がありました。

次に、市長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社尾花沢市ふるさと振興公社第35期定時株主総会資料第35期事業報告書及び第36期経営計画書、尾花沢市土地開発公社令和6年度決算書及び令和7年度予算書、それぞれ提出がありましたので、ご参照願います。

最後に、3月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況について、タブレットに掲載しております議会事務処理報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第1号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」から、日程第11、議第26号「除雪ドーザ（14トン級）購入契約の締結について」までの8案件を一括上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕君 登壇〕

◎市長（結城 裕君）

皆さん、おはようございます。議案の上程に先立ちまして、これまでの議員活動の功績が認められ、全国市議会議長会より、永年勤続表彰並びに感謝状を受けられました菅野修一議長に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、議員各位には、市政推進のため、日夜ご尽力されておられることに対し、心から敬意を表します。

近年、全国で火災が発生している状況であり、本市におきましても、今年に入り複数件の火災が発生しております。特に、先月5月29日、市内新町中央付近におきまして、住宅や店舗など計8棟が全焼する火災が発生いたしました。被災されました方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、懸命な消火活動

にご尽力をいただきました消防団員の皆様方や、炊き出しなど地域の皆様方の協力体制に深く感謝を申し上げます。

市では、火災による焼失面積が大きいことや、粉じんなどによる二次被害が懸念されることから、尾花沢市建設業協会との災害協定に基づき、6月14日から仮囲い工事を実施しており、6月18日から、公費による瓦礫の撤去を開始する予定であります。引き続き、困難な避難生活を強いられている方々の支援に向け可能な限りの対応を図ってまいります。

また、債務負担行為令和7～9年度尾花沢市立尾花沢小学校新設工事につきましては、6月11日に入札会を開催する予定でしたが、入札参加申込者から参加辞退の届出があったことから、入札不調となりました。工事発注等に係る今後の対応につきましては、不調原因を調査して、速やかに検討してまいります。

さて、本市におきまして、今年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の最終年度となり、「市民が主役のまちづくり」を進めるため、各種事業がスタートしております。

4月より、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、昨今の物価高騰の中でも、これまでと同様に安心・安全でおいしい給食を提供するため、市内小中学校における給食の完全無償化を実施しております。

学校給食は、児童生徒が適切な食習慣を身に付け、生涯にわたる健康づくりの基礎を培うものでありますので、今後とも、子どもたちの健やかな成長を願い子育て環境の整備を図ってまいります。

2年目を迎えた尾花沢すいか農学校は、12組14名の若手農業者が入校され、また、女性農業者が集う「COCEL（コシェル）」が3月に結成されております。夏スイカ生産量日本一を誇る「尾花沢すいか」の産地を未来へ守り継ぎ、更なるブランド力向上を図るなど、今後の活動に大変期待しているところであります。

さらに、8月20日には、本市を会場とした「尾花沢すいかヤングサミットwith女子会2025」が開催されます。スイカの名産地「尾花沢」を盛り上げようと、生産者を中心に、開催に向け準備をすすめておりますので、成功裡に終わるよう支援してまいります。

このような、市民が主役のまちづくりを、今年度も更に推進してまいりますので、議員の皆様方におかれましても何卒お力添えを賜りますよう、お願ひ申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

承第1号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億5,000万円を追加し、予算の総額を175億2,595万円としたものです。

歳出につきましては、総務費の「減債基金積立金」、「公共施設整備等基金積立金」を追加したものです。

歳入につきましては、特別交付税などを追加し、予算を調製したものです。

承第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第15号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4億9,302万4千円を減額し、予算の総額を170億3,292万6千円としたものです。

歳出につきましては、総務費の「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業、民生費の「低所得世帯物価高騰対策給付金事業」、衛生費の「新型コロナウイルスワクチン定期接種事業」、農林水産業費の「畠地化促進事業」、「森林環境譲与税基金事業」、土木費の「道路新設改良事業（単独）」、「橋梁改修・補修工事」、災害復旧費の「公共土木施設災害復旧事業（補助）」などを決算見込みに合わせ減額したものであり、教育費の「スクールバス購入事業」については、物価高騰などによる車両価格の上昇に伴い、増額したものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の「公共土木施設災害復旧事業費負担金」、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、「道路メンテナンス事業費補助金」、県支出金の「畠地化促進事業費補助金」、「雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援寄附金」などについて、決算見込みに合わせ減額したものであり、市債については、各事業の決算見込みにより調製したものであります。

第2表「繰越明許費補正」につきましては、「OA管理事業」のほか13事業について、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費を追加したものであり、「市道補修工事」のほか3事業については、繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表「地方債補正」につきましては、「路線バス購入事業」のほか19件について、決算見込みに合わせ限度額を変更したものです。

承第3号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ34万1千円を減額し、予算の総額を3億8,967万9千円としたものです。

歳出につきましては、公債費利子分の決算見込みに合わせ減額したものであり、歳入につきましては、一

般会計繰入金（公債費相当分）を減額し、予算を調製したものです。

承第6号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ150万円を追加し、予算の総額を165億7,650万円としたものです。

歳出につきましては、消防費の「常備消防費」を追加したものであり、歳入につきましては、諸収入の「消防指令運営費事業者負担金」を追加し、予算を調製したものです。

以上の4案件については、専決処分を行ったところであり、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認をお願いするものです。

議第25号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億978万4千円を追加し、予算の総額を166億8,628万4千円とするものです。

歳出につきましては、総務費の「定額減税不足額給付事業（事務費分）」、農林水産業費の「園芸やまがた産地発展サポート事業」、「農地利用効率化等支援事業」、商工費の「持続可能な観光地域づくり事業」、教育費の「少年少女俳句大会事業」などを追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業補助金」、県支出金の「園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金」、市債の「銀山温泉施設等整備事業」などを追加し、繰越金により、予算を調製するものです。

第2表「地方債補正」につきましては、「銀山温泉施設等整備事業」について、追加をお願いするものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第4号「専決処分の承認」についてですが、尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

承第5号「専決処分の承認」についてですが、尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

議第26号「除雪ドーザ（14トン級）購入契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、

提案するものです。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要となります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なる御審議の上、原案のとおり御可決、御承認くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

続いて議案の審議を行います。

日程第12、承第1号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」から、日程第17、議第6号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議について、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第12、承第1号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第1号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第1号を、承認することに決しました。

次に、日程第13、承第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第2号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ございませんか。

令和7年6月17日本会議

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第2号を、承認することに決しました。

次に、日程第14、承第3号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第3号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第3号を、承認することに決しました。

次に、日程第15、承第4号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第4号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第4号を、承認することに決しました。

次に、日程第16、承第5号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第5号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第5号を、承認することに決しました。

次に、日程第17、承第6号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第6号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第6号は承認することに決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第18、令和7年請願第2号「核兵器禁止条約の実効性を高めるため、主導的役割を果たすことを求める意見書の提出に関する請願」を上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願1件につきましては、タブレットに掲載しております、請願・陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。

散会 午前10時29分